

# 確定申告について

## 申告会場について

- ▼開設期間 2月8日(金)～3月15日(金) ※土日祝日を除く。ただし、2月24日と3月3日の日曜は実施します。
- ▼受付時間 午前8時30分～午後4時(混雑時には受付終了時間を早める場合があります。)
- ▼場所 ショッピングセンター m i m o 4 階(水戸市南町2-4-52) ▼その他 平成24年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は2月18日(月)から3月15日(金)まで。還付申告は2月15日以前でも行えます。

## 申告会場地図



雑損控除申告相談会の開催について  
震災により、住宅や家財などに損害を受けた方は、「所得税法」に定める雑損控除を適用することにより、所得税を軽減することができま

す。  
水戸税務署では、震災により被害を受けられた皆さまに対する申告相談会を、次の通り開催いたします。  
▼日程 2月8日(金)、12日(火)、13日(水)  
▼受付時間 午前8時30分～午後4時(混雑状況により早まる場合があります)  
▼会場 ショッピングセンター m i m o 4 階(水戸市南町2-4-52)  
※水戸税務署ではこの日程以外にも、事前に相談日時を予約した上で、個別の申告相談を受け付けています。

・対象となる方  
《1》今までに東日本大震災に係る雑損控除を申告されていない方  
《2》平成22年分又は23年分雑損控除を申告された方で、次のいずれかに該当する方  
(1)被災資産に対して平成24年中に修繕(再修繕・追加工事を含みます)を行い、その支払った修繕費用(平成23年中に支払った修繕費用との合計額)が申告している損失額を上回る方  
(2)平成22年分又は23年分の申告において、控除しきれなかった雑損失の金額がある方(雑損失の繰越

控除の申告をされる方)  
※内容により雑損控除の適用が受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。ご自身が対象となるか分からない方は水戸税務署までお問い合わせください。

・手続きに必要な書類  
【上記《1》に該当する方】  
①被害を受けた資産の、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)  
②被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(固定資産税通知書等)  
③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書及び領収書等)  
④被害を受けた資産に対して支払を受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)  
⑤損害状況の分かるもの(市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、り災証明書)  
⑥還付金を受けられる場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの(申告される方名義の通帳等)  
⑦平成23年分及び平成24年分の所得金額や所得控除額の分かるもの(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など) ※既に申告されている方は、平成23年分の確定申告書の控え  
⑧ 印鑑  
【上記《2》に該当する方】  
①雑損控除を申告した年分(平成22

年分又は23年分)の確定申告書及び雑損控除計算明細書の控え(雑損控除の適用を更正の請求書により受けている方は、その控え又は税務署から送付された更正決定通知書及び雑損控除計算明細書の控え)  
②前述【上記《1》に該当する方】の③、④及び⑥の書類(平成24年中に修繕を行わなかった方は、上記③及び④は必要ありません。)  
③ 平成24年分の所得金額や所得控除額の分かるもの(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)  
④ 印鑑

## 公的年金を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。(ただし、住民税の申告は必要な場合があります。)

【問合せ先】  
水戸税務署  
☎029(231)4211(代表)  
※自動音声案内で案内しています。所得税、消費税及び贈与税等の確定申告に関するご相談は「0」を、一般の税金に関するお問い合わせは「2」を選択してください。(平成25年1月4日から)

## 茨城町役場での申告について

- ▼期間 平成25年2月18日(月)～3月15日(金) ▼時間 午前8時45分～午後4時 ▼会場 茨城町役場2階大会議室

《注意》  
◎青色申告、贈与税、消費税の申告受付は役場ではできません。また、分離課税申告(土地・建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等)、新規で住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や住宅関連の特別控除を受ける方など、高度な判断を要する確定申告は水戸税務署申告会場での申告をお願いします。  
◎茨城町役場申告相談会場では税務署受付印の押印はできません。

## 東日本大震災による雑損控除について

東日本大震災により住宅等の資産に損害を受けた方は、住民税申告、又は確定申告において雑損控除の申告することにより、減税できる場合があります。詳細については、前ページをご覧ください。水戸税務署又は町税務課までお問合せください。

# 町民税・県民税申告、確定申告について

## 生命保険料控除の改組について

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に関して、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の他に介護保障又は医療保障を内容とする主契約に係る支払保険料について、介護医療保険料控除が設けられました。  
②控除の適用限度額はそれぞれ28,000円、合計適用限度額は70,000円とされました。

## 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)控除額計算

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料全額
12,000円越 32,000円以下	支払保険料×1/2 + 6,000円
32,000円越 56,000円以下	支払保険料×1/4 + 14,000円
56,000円越	一律 28,000円

## 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)控除額計算

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料全額
15,000円越 40,000円以下	支払保険料×1/2 + 7,500円
40,000円越 70,000円以下	支払保険料×1/4 + 17,500円
70,000円越	一律 35,000円

## 控除額限度

平成24年1月1日以後の契約(新契約)	平成23年12月31日以前の契約(旧契約)
一般生命保険料控除 28,000円	一般生命保険料控除 35,000円
介護医療保険料控除 28,000円	
個人年金保険料控除 28,000円	個人年金保険料控除 35,000円
合計適用限度額は70,000円	

## 農業所得について

農業所得のある方は、収入金額(売上げ)から必要経費を差し引いて申告する収支計算による申告になります。自家用もしくは贈答用として収穫されている方も、収支計算による申告になりますので、十分ご注意ください。

## 収支計算とは?

収支計算をするには、出荷伝票や領収書を集計し、その年の収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する方法になります。伝票の紛失や集計の漏れを避けるためにも、帳簿などへ記載するようにしてください。収支計算をすることで、自分の経営状態の把握がし易くなります。

## 青色申告をする

青色申告をすると、青色申告特別控除や青色事業専従者給与などの特典がありますので、お勧めします。

## 申告の準備とお願い

申告には、出荷伝票などの収入金額がわかる書類と、領収書などの支払金額(必要経費)がわかる書類が必要になります。また、これらをまとめて1年間の収入・支出を収支計算書に記載する必要がありますので、帳簿等をお持ちください。申告時間の短縮と申告会場の混雑解消のため、よろしくお願

## 【問合せ先】税務課賦課税制グループ

☎(240)7114